

## 船橋市（千葉県）

## 人工呼吸器装着患者の在宅療養支援活動

中 村 知 江

## 1. 船橋保健所の概要

人口・世帯数：646,120 人・244,031世帯（1世帯あたり2.6人）

関連施設：訪問看護ステーション9・訪問看護実施病院4・在宅介護支援センター7

保健婦数：137人（保健所12・市106・病院等19）

特定疾患受給者数：1,776人（筋萎縮性側索硬化症は26人）

在宅人工呼吸器装着患者：ALS11人・筋ジストロフィー1人・脊髄損傷1人（死亡3含む）

## 2. 地域の支援体制の現状

## 経 過

船橋保健所管内では、平成4年に初めて人工呼吸器を装着した患者さんの在宅療養を支援し始め、現在までに13名の方が在宅療養している。当初は関係機関との事例検討を中心にしながら個別の支援体制を整えていった。3年目を経過するころから、全事例の検討を合同で実施したり、個別の事例検討では解決できない課題について年1回「在宅療養支援推進会議」と称する各機関の代表者との検討の場を設けるようになった。また管内近隣の訪問看護にかかわる看護職を中心とした在宅看護検討会も昨年度から開始している。

専門病院医師・医師会長・歯科医師会長・地域主治医・薬剤師会長・社会福祉協議会長管内栄養士会長・訪問看護ステーション代表・在宅ケアセンター代表・ALS協会千葉県支部・消防局救急課・電力会社・患者家族代表・市役所保健福祉関係者・保健所

## (1) 医療機関について

患者は比較的遠くの専門病院に入院していることが多い。在宅療養のためには地元の医療機関で訪問診療や往診、緊急時入院可能な病院を確保する必要がある。患者が以前受診したことのある医師や距離的に近い医療機関、訪問看護可能な医療機関を考慮しているが、困難な場合は医師会に相談している。カニューレ交換等専門医に教わり主治医を引き受けてくださった医師もいるなど、少しずつ医療機関が拡大している。また、専門病院で定期的な社会的入院や緊急時入院が可能だと、安心して地域主治医を引き受けることができる。専門病院の医師は患者の主治医というばかりでなく他の事例検討会での助言や、会議、研修会の講師としても依頼している。

## (2) 緊急時の体制について

事例ごとに緊急時連絡網を整備している。複数の医療機関がかかわる場合は、どちらの医療

機関に連絡するかということや、日中と夜間の連絡先を明確にする。

緊急時に専門病院が満床だったり、距離的に遠い場合は、一時的に入院可能な病院として市立の救急病院に受入れを依頼している。

社会的入院の時にも救急車で搬送は可能になっているが、緊急との区別がつくように消防署と話し合い119番のかけ方の予行演習をする。救急車の利用に備え、消防署が家屋及び周辺の下見をするなどの協力が得られている。

停電時の対応は、計画停電の時はあらかじめ電力会社から連絡を入れてもらう。

消防署と電力会社には年1回、世帯主名・住所・電話番号・呼吸器吸引器のバッテリー時間・医療機関名を記入した名簿を渡している。

### (3) 看護・介護面について

訪問看護はほとんどの患者が利用しているが、多くても週2回が限度であり、訪問時間も限られているため家族の介護負担軽減には不十分である。また介護者が女性の場合、ホームヘルパーが支援している事例はすくない。吸引等は医療行為となるため、介護者の解放にはならない。

### (4) 福祉面について

当初に比べ全体のサービスは向上したが、症状の進行に応じた日常生活用具、補装具の給付がタイムリーに行えることが望まれる。経済的な負担の軽減も更に必要である。千葉県ヘルス財団からは吸引・吸入器・アンビューバックを給付している。

### (5) 人工呼吸器装着患者支援マニュアル（別添）の使用

平成9年3月に作成し支援関係者に協力依頼済のマニュアルを使用しながら、新しい事例の在宅療養の準備を関係者と実施している。

## 3. ケア・システムづくり推進のために保健所が行ったこと

人工呼吸器装着等医療依存度の高い患者の在宅療養は、多くの関係機関の支援と連携がなければ成り立たない。在宅ケアの課題を多く含んでいる患者の支援が可能になれば、その地域全体のケア水準が向上するので、行政機関として取り組む必要がある。

### (1) 個別ケアへの支援の充実

家庭訪問・連絡調整等支援実践があつてこそコーディネート機能が発揮できる。

### (2) 保健所保健福祉サービス調整推進会議の活用

ケア会議・処遇会議

地域ケアシステムづくりのための在宅療養支援推進会議

人工呼吸器装着患者支援マニュアルの検討

人工呼吸器装着患者の在宅療養中のトラブルと対応の分析

在宅看護検討会（参加者は管内住民の利用する訪問看護ステーション・訪問看護実施病院・介護支援センターの看護職）

(3) 担当者の知識技術の研鑽及び関係者の研修会の開催

医療機器の取扱や呼吸器看護の研修・臨床研修・病棟実習

保健医療福祉関係者を対象としたシンポジウムや研修会の開催

(4) 地域保健推進特別事業等他事業の活用

予算の確保や事業の拡大が図れる

(5) 関係学会・研修会への研究報告

#### 4. 課 題

- (1) 介護負担軽減のための看護の量と質の確保。在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の活用
- (2) 人工呼吸器装着患者が一定期間療養できる施設の確保。難病患者短期入所事業の活用
- (3) QOL向上のためのボランティアの確保

